

市第139号議案 横浜市中心卸売市場業務条例の一部改正

1 趣旨

横浜市中心卸売市場本場（以下「本場」という。）においては、市場の再編・機能強化に伴う駐車場の増設に当たり、市場の面積が増加しました。また、横浜市中心卸売市場食肉市場（以下「食肉市場」という。）においては、地積の整理等を終え、市場の面積に変更が生じました。

つきましては、本場及び食肉市場の面積変更を目的に、横浜市中心卸売市場業務条例（以下「条例」という。）の一部を改正します。

2 改正内容

本場及び食肉市場の面積を次のとおり改正します。（条例第2条）

(1) 本場

現行	108,735 平方メートル（うち公の施設 107,476 平方メートル）
改正案	115,843 平方メートル（うち公の施設 114,584 平方メートル）
<変更面積>	7,108 平方メートル（うち公の施設 7,108 平方メートル）

(2) 食肉市場

現行	42,600 平方メートル（うち公の施設 42,600 平方メートル）
改正案	42,739 平方メートル（うち公の施設 42,555 平方メートル）
<変更面積>	139 平方メートル（うち公の施設 △45 平方メートル）

【今回条例で変更される土地】

(1) 本場



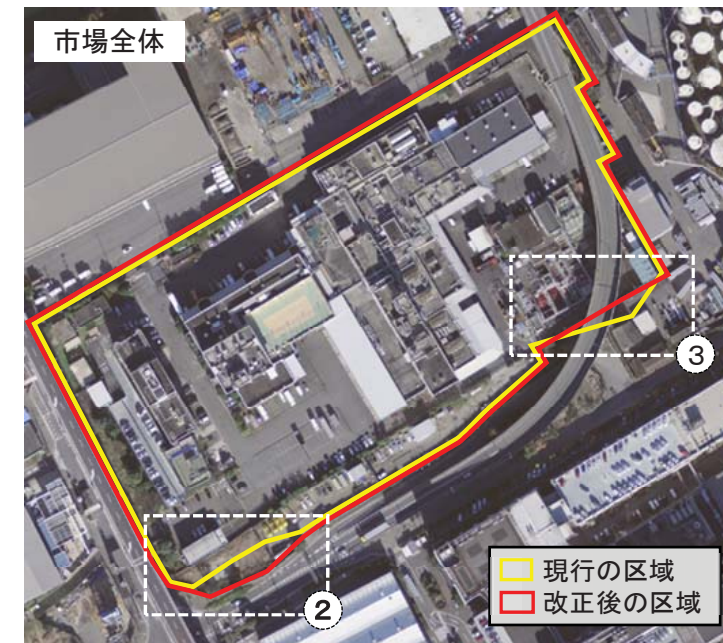
【拡大図①】



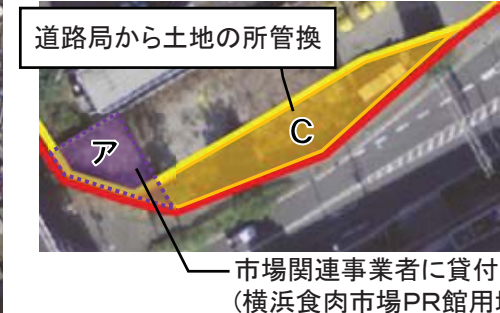
平成28年12月	港湾局から土地の所管換（Aの部分）	5,222 平方メートルの増
平成29年3月	国から土地の取得（Bの部分）	1,886 平方メートルの増
今回変更される面積の計		7,108 平方メートルの増

平成30年4月 立体駐車場供用開始予定

(2) 食肉市場



【拡大図②】



【拡大図③】



平成26年8月	道路局から土地の所管換（Cの部分）	383 平方メートルの増
10月	民間事業者に土地の売払い（Dの部分）	95 平方メートルの減
平成27年1月	道路局に土地の所管換（Eの部分）	112 平方メートルの減
平成28年6月	地積の見直し	37 平方メートルの減
今回変更される面積の計		139 平方メートルの増

平成29年2月	都市計画施設の区域の変更	
7月	事業用定期借地契約の締結 （アの部分（横浜食肉市場PR館用地））	184 平方メートルの減
8月	横浜食肉市場PR館開館	

市場関連事業者への貸付による普通財産の面積変更（公の施設の減） 184 平方メートルの減

※ 市場関連事業者：条例第29条で許可を受け、市場の事業者等に便益を提供するための業務を市場内で営む者

3 施行予定日

本場 平成30年4月1日

食肉市場 条例公布の日